

一般社団法人今井光郎文化道徳歴史教育研究会
助 成 金 募 集 要 項（定期募集）

1. 助成の目的

当社は、日本の文化・道徳・歴史・教育に関する理解を広く国内外において促進し、また、日本人として正しい文化・道徳・歴史・教育認識を広く後世へと伝えていくため、その活動を行う者に対して助成を行います。

2. 助成対象先

日本の文化・道徳・歴史・教育に関する理解を広く国内外において促進する活動を行う個人・法人・グループであって、その活動が日本の正しい文化・道徳・歴史・教育認識の伝播・浸透に資すると期待される者に対して行います。なお、国籍は問いません。

ただし、下記については、対象外とします。

- ①反社会的勢力及び反社会的勢力に関係すると認められる個人・法人・グループ
- ②特定の政治団体・宗教団体の活動を支援する事業
- ③営利を目的とした事業として当社が不適当と判断した事業
- ④高校生や大学生等の学内サークル活動
- ⑤その他、当社の目的に照らして不適当と判断される事業

※個人や医療法人等、助成金を受取った場合に課税が生じる場合がございます。

助成金に関する課税は顧問税理士等にご確認いただきますようお願い致します。

3. 助成対象となる活動

日本の正しい文化・道徳・歴史・教育認識の伝播・浸透に資すると期待される活動

助成対象となる活動は、例えば、次に掲げる費用等をいう。

- ・日本の文化・道徳・歴史・教育に関する理解を広く国内外において促進するための書籍の翻訳費及び図書製作費・出版費等
- ・日本の文化・道徳・歴史・教育に理解を広く国内外において促進するための活動に参加するための旅費等
（例：従軍慰安婦問題に関する国連人権委員会等への渡航費用等）
- ・日本の文化・道徳・歴史・教育に関する活動に係る費用（日本の文化・道徳・歴史・教育認識を正すための裁判費用、書籍の購入費や送付費用等）
- ・日本の文化・道徳・歴史・教育において重要な施設・資料を保存するための費用又は施設の建替え費用等

4. 助成金額

助成金額は、申請者において必要と想定される活動資金の合計額から、当該活動に係る収入額を控除した額（見込）を基準として、総合的に必要と認められる額とします。

5. 助成期間

2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間を対象とします。

(期間終了後 90 日以内に完了報告書の提出が必要です)。

6. 申込書類等

(1) 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、後記 (2) の資料を添付して下さい。

(2) 添付資料

- ① 定款(寄附行為)・役員名簿等
- ② 申請者の概要がわかる資料 (パンフレット、ホームページ印刷資料等)
- ③ 今年度の活動計画書及び予算書
- ④ 過年度 3 期分の決算書等
- ⑤ その他助成資金の使途 (予定) を確認できる資料
 - ・ 運営費用を収入金額で賄うことが困難である場合：不足する運営費用の金額とその使途を確認できる資料
 - ・ 新規活動開始の場合：新規で始める活動の概要資料、新規活動にあたって必要とする資金明細資料
 - ・ 物品等購入の場合：見積書等及びその購入の目的等を確認できる資料等

7. 申込方法

申込書と所定の資料を社団事務局宛に送付して下さい。

【 送付先 】

一般社団法人今井光郎文化道德歴史教育研究会 事務局

〒596-8588 大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番 23 号

フジ住宅株式会社内

T E L (072) 433-4200

F A X (072) 437-9828

なお、送付は郵送又は宅配便でお願いします。(直接の持込み、電子メール及び FAX による申込は受付致しませんので、ご注意下さい) 申込に関して送付いただいた資料は返却致しません。

8. 申込期間

2022 年 10 月 1 日～2022 年 11 月 30 日

(2022 年 11 月 30 日、当社必着)

なお、締切日以降の申込は一切受付致しません。

9. 選考方法

2023 年 2 月に開催する選考委員会における選考を経て、理事会で助成先及び助成金額を決定します。

1 0．選考結果の通知と公表

助成決定先の発表については、2023 年 3 月上旬頃(予定)、当社団のホームページに掲載いたします。尚、助成金支給決定先には、決定後通知をさせていただきます。助成先名、代表者名、助成案件を公表しますので、ご了解の上、お申し込み下さい。

1 1．助成金交付時期

2023 年 3 月下旬頃（予定）に、所定の手続きを経て、助成金を交付致します。

1 2．注意事項

- (1) 助成が決定する以前に実施した活動は、助成対象外となります。助成決定後にこの事実が判明した場合は、助成取消となりますので、十分ご注意下さい。
- (2) 物品等の購入について、活動案件自体の変質に繋がる助成決定後の内容変更は、原則として認めておりません。
- (3) 選考上必要な場合は、追加資料等の提出をお願いすることがありますので予めご承知置き下さい。
- (4) 活動資金の実際の支出金額が、申請書に記載された予定額・見積額と異なった結果、助成金に余りが生じた場合には、返還を求める場合があります。
- (5) 申請者が個人またはグループである場合には、定款に準ずる規定を有し、経理能力があり、収支報告ができる必要があります。
- (6) 採用の可否及び助成金額に関する事項については一切お答えできません。
- (7) 助成金を支給させて頂く口座は、日本国内の口座に限るものと致します。海外の口座へのお振込は致しませんので、ご了承の上お申し込みください。

以上